

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第282回 中国交通事故責任紛争典型事例

中国の交通状況は日本と比べ複雑で、事故責任の認定で異なる点も多い。中国最高人民法院が2025年10月30日に発表した交通事故典型事例の判例6件は、中国で交通を利用する日系の組織や個人にとって参考となるため、以下に解説する。

◇事例1. 車のドアで他人に傷害を与えた乗客の賠償責任

Aは乗客Bが降車する際に車を十分に寄せて停車せず、Bもドアを開ける際に十分な周囲確認を行っていなかったことで、電動自転車を運転するCと衝突した。警察はAが主要責任、Bが二次責任、Cは責任なしと認定したが、Aの車は保険の有効期間内であり、以下の通り賠償責任と過失割合が争点となった。

1. 自動車事故の場合、中国法では先に保険会社が賠償し、不足分を加害者が賠償する。
2. Cの被害はA B両者によるもので、A Bは共に車側となるため、「乗客の責任部分は負担しない」という保険会社の抗弁は成立せず、全損害が賠償対象となる。
3. 保険の賠償範囲を超える部分はAとBが7対3の割合で賠償する。

◇事例2. 無償運転手の重大過失有無の総合的判断

Eを無償で乗車させたDは、運転中に路上の障害物に衝突して制御不能となり、街灯に激突し、Eが負傷した。警察はDが全責任を負うと認定したが、判決では以下の理由からDの責任は7割とした。

1. 中国民法典は、非営業用車両による交通事故で無償乗車者に損害が生じた場合、運転手に故意または重大過失がある場合を除き、車側の責任に帰す賠償責任を軽減すべきと規定している。
2. 警察の認定結果は民事責任認定と異なり、事故発生原因や損害結果などの要素を総合的に考慮する。
3. Dに違法行為はなく、事故が発生した明け方に路上の障害物を回避するには照明が一定の影響を与え、Eがシートベルトをしていなかったことも被害拡大の過失要因となっている。そのためDの過失を重大と認定すべきではなく、賠償責任を軽減できる。

◇事例3. 電動自転車の過失による車側の人身傷害への賠償

Fは電動自転車で逆走し、Gが運転する自動二輪車と衝突し、Gを負傷させた。警察は事故の全責任はFが負うと認定し、Gに責任はないとした。GがFに損害賠償を求めた訴訟で、裁判所は「道路交通で自動車は優位にあるが、非自動車の過失で他人の身体健康を侵害した場合も賠償責任を負うべきだ」とした。裁判所は最終的に、Fの過失の程度、損害結果、自動車と非自動車の危険度、回避能力などの要素を総合的に考慮し、Fに計1万9千余の賠償を命じた。

◇事例4. 配車プラットフォーム会社の法的責任

乗客KはH社のプラットフォームからJが運転する配車サービスを予約したが、Jの運転ミスで車がガードレールに衝突し、右手を粉碎骨折した。警察はJに運転操作不適があったため、全責任を負うと認定した。KはH社に対し賠償を求める訴訟を提起した。

裁判所はH社とKの道路旅客運送契約関係を認定し、運送者H社は運送過程の旅客の死傷に賠償責任を負うべきだとし、Kの負傷がKの健康状態や故意、重大な過失によらない場合、Kの損失はH社が負担すべきだと判断した。

◇事例5. 道路救助基金の医療費立て替え求償権の一括処理

Lが運転する電動自転車とMが運転する自動車が交通事故を起こし、車両が損傷し、Lが負傷した。警察はMに主要責任、Lに二次責任があると認定した。Mの自動車は有効な保険期間内で、事故発生後、道路救助基金がLの医療費を立て替えた。LがMおよび保険会社を訴えた訴訟で、道路救助基金管理機関は立て替え医療費の回収を併せて処理するよう裁判所に求めた。

裁判所は、同基金管理機関は救急費用を先に立て替えており、事故責任者に対し求償権を持ち、立て替え医療費求償を併せて処理することには法的根拠があると判断し、Mが加入する保険会社に立て替え医療費の支払いを命じた。

◇事例6. 非自動車の信号無視への行政処罰

電動自転車を運転していたNは、非自動車用信号がない交差点で自動車用信号に従わず通行し、警察から罰金処分を科された。Nはこれを不服とし行政不服審査を申請したが、区政府の再審査でも処罰決定が維持されたため、Nは行政訴訟を提起した。

裁判所は、道路交通安全法实施条例の規定通り、非自動車用信号がない交差点では、非自動車は自動車用信号に従って通行すべきだと判断した。Nの違法行為には明らかな証拠もあり、処罰決定および区政府の再審査決定の法適用も正しく、手続きも合法であるとし、Nの訴えを棄却した。

◇日系組織・個人へのアドバイス

本典型事例は、日系の組織や個人による中国での道路交通利用時における留意点、または交通事故紛争解決のための鍵でもある。これらを理解することは、中国各地での安全な移動に役立つであろう。

《上海・華東》

肇民科技、自動車部品増産へ＝タイに拠点―上海市

中国ニュースサイトの南方財経網が24日までに伝えたところによると、深セン証券取引所の新興企業向け市場「創業板」に上場するプラスチック部品メーカーの上海肇民新材料科技（肇民科技、上海市）は、2031年満期の転換社債型新株予約権付社債（CB）を発行し、約5億9000万元（約130億円）を調達する。調達資金は工場新設や運転資金に投じる。

肇民科技は自動車や家電向けプラスチック射出成形品が主力。需要増加に対応し、上海南部の金山区で工場新設を計画している。投資額は約13億7290万元で、調達資金から3億2000万元を充てる。電気自動車（EV）やハイブリッド車向けのサーマルマネジメントシステム、電動ウォーターポンプ、電動バルブ、電池モジュールなどを手がけるほか、家電向けプラスチック部品も生産する。

肇民科技はまた、約2億1700万元を投じ、タイ東部チョンブリ県に進出して工場建設に着手する。EVなど向けの射出成形品を中心に生産する見込み。（上海時事）